

指定金融機関及び収納代理金融機関の指定（昭和 39 年岩手県告示第 262 号の 7）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 5 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 収納代理金融機関				2 収納代理金融機関			
指定した金融機関			取扱事務 の範囲	指定した金融機関			取扱事務 の範囲
名 称	位 置	取扱店舗		名 称	位 置	取扱店舗	
[略]				[略]			
大船渡市農業協 同組合	[略]	[略]	[略]	大船渡市農業協 同組合	[略]	[略]	[略]
北上市農業協同 組合	北上市						
岩手江刺農業協 同組合	[略]			岩手江刺農業協 同組合	[略]		
陸前高田市農業 協同組合	陸前高田市						
岩手宮古農業協 同組合	宮古市						
西和賀農業協同 組合	和賀郡西和賀町						
遠野地方農業協 同組合	遠野市						
新岩手農業協同 組合	[略]			新岩手農業協同 組合	[略]		
[略]				[略]			
岩手中央農業協 同組合	[略]			岩手中央農業協 同組合	[略]		
いわてくじ農業 協同組合	久慈市						
北いわて農業協 同組合	二戸市						
いわて奥中山農 業協同組合	二戸郡一戸町						
備考 改正部分は、下線の部分である。							